適応指導教室通室までの流れと手続き

令和６年１月２６日

三戸地方教育相談室

|  |  |
| --- | --- |
| ①入室願の申請 | ・児童生徒の保護者から学校へ「入室願（様式１）」の申請を行う。 |
|  |  |
| ②入室申込書の提出 | ・保護者からの「入室願」を受けて、学校と保護者が入室に関わっての相談を行い、校長が承認する。  ・その後、学校は「入室申込書（様式２・３）」を作成し、三戸地方教育研究所長宛てに提出する。 |
|  |  |
| ③通室判定 | ・児童生徒の様子や状況などを鑑み、通室を許可するかどうかの判定を行う。  （教育委員会） |
|  |  |
| ④通室許可書送付 | ・「正式通室許可書（様式４）」を三戸地方教育研究所から学校長へ送付する。 |
|  |  |
| ⑤通室 | ・学校復帰に向けて学習・行事等で適応指導を行い、保護者と本人との相談、学校と連携しながら支援をすすめる。 |
|  |  |
| ⑥通室終了通知書 | ・学校に復帰した、と判断された場合に、三教研より通室終了通知書（様式５）を送付する |